



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

令和 3 年 6 月号

代表
便り

会議所ニュースに掲載

今日からまた緊急事態宣言ですね（執筆 5 月 12 日）。弊社では、3 月決算の繁忙期ということで、業務に集中したいと思います（^ ^ ;）

さて、私、個人的に色々活動しておりまして、CSR 活動なのか、広報活動なのか、税理士の社会的責任なのか（笑）なかなか線引きも難しいのですが、今日は、その紹介です。

まずは、春日井商工会議所で事業継続・新事業創出委員会の委員長をしております。ちょっとお堅い分野の委員長ですので、職業的には適職なのでしょうね。今月号の会議所ニュースに取り上げて頂き、弊社としては有難い限りです。

【会議所ニュース 5 月号】

<https://www.kcci.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/09/ccinews0305.pdf>

商工会議所では色々なサポートが受けられます。特にコロナ関係では手厚い支援を受けることが出来ました。

新会員の募集もしております。ご興味がある方は、弊社の職員宛でも結構ですのでご連絡いただければと思います。



次に、「かすがい GOGO」についてです。

現在、勝川周辺の飲食店のデリバリーサービスを行っています。実は、私が代表をしています。地元の企業から出資を受けて運営をしていますが、法的に担保される税理士なら安心ということもあって役を受けております。

実際の利用者数がまだまだ少ない状況ですので、是非、皆様ご利用いただければと思います。

色々な活動を楽しみながらやっています！と言いたところですが、やっぱり苦労の方が多く、何歳になっても楽は出来んもんだな、というのが本音です（^ ^ ;）

本店
便り

新入社員紹介第 2 弾！

文責：亀田

先月より順にご紹介しております新メンバー。今月号は、中野 より自己紹介いたします。

はじめまして。中野季保（なかの きほ）と申します。

趣味は、旅行、食べることが大好きです。

休日は、美味しいものを求めて出かけたり、自然がある場所へ行って体を動かすことが好きなので、時々ハイキングに行ったりもします。

高校では簿記部、大学では英語を中心に国際ビジネスの学習をしましたが、まだまだ知らない事でいっぱいです。これから知識の幅を広げるためにも学ぶ姿勢を忘れずに頑張りますのでご指導のほどよろしくお願いいたします。



インター
店
便り

介護保険は SiZiU（シジュー）KARA（から）

文責：大脇

こんにちは。走り梅雨のぐずついた天候から、梅雨入りがすぐそこまできているのを感じる今日この頃です。

さて、6月といえば国民健康保険税の納税通知書が届く時期ですね。

国民健康保険を行う市町村は、国民健康保険法により「国民健康保険に要する費用を世帯主から徴収しなければならない」と規定されており、国民健康保険料または国民健康保険税、何れの方式により賦課するかは市町村の裁量とされています。

税方式と料方式では何が異なると思いますか？

「保険料」は国税徴収法により徴収権の消滅時効が2年に対し、「保険税」は地方税法により消滅時効は5年となっております。差押えの優先順位は、「保険料」は国税・地方税の次になるのに対し、「保険税」は国税等と同順位です。

保険料の滞納等により財政が悪化する自治体が次第に増え、より義務感の強い「税」にすることで徴収率をアップさせようと設けられました。ちなみに名古屋・春日井・小牧は「保険税」、瀬戸は「保険料」です。



保険つながりで…40歳以上の方が強制加入となる介護保険。

平成12年4月から始まったこの制度。一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者など介護を必要とする人が増えている中、家族や社会にとって介護は避けられない大きな問題になっています。介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けられるよう、保健・福祉・医療にわたる介護サービスを社会全体でささえる社会保険制度です。

但し、上記公的介護保険は「現物支給」です。実際には、介護サービスなどを受けたときの費用の一部が公的保険で賄われ、私たちはそれを越えた分だけを支払うという仕組みになっています。

これに対し、民間介護保険の給付内容は基本的に「現金給付」です。具体的な形は商品ごとに異なりますが、基準を満たしたときにまとまった額の一時金が支払われるものや、年金形式で定額が継続的に給付されるものなどがあります。

いつ誰にどのような介護が必要になる事態が訪れるかは予測できません。

逆に、いつ、どのような人に、どのような程度の介護が必要になっていくかを知っておくと、民間介護保険に加入すべきか、あるいはどのような保障をどの程度つけば良いかの判断基準になりそうですね。

余談ですが…四十（才）スタッフから「40（才）過ぎると流行りについていけなくなって、NiZiU メンバーの顔の違いが分からなくなりました～」と言われましたが…五十過ぎると NiZiU 自体が分かりません（°Д°）



無料経営相談実施中！！！！

代表 三上による経営相談をご活用ください！

2021年6月開催スケジュール(要予約)

6月 7日(月) 13～17時

6月 9日(水) 10～12時

6月 15日(火) 18～20時

ご予約電話番号 **0120-974-830**



6月の税務

- ・ 所得税の予定納税額の通知 6月15日(火)
- ・ 4月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…6月30日(水)
- ・ 10月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…6月30日(水)
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分) 納付期限…6月中において各自治体の条例で定める日

経営
情報

在宅勤務に係る費用負担について

文責：松永

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響で、テレワーク勤務等の在宅勤務の働き方をする企業が多くなってきました。在宅勤務に係る費用部分の給与課税について国税庁より公開されております。(一部抜粋いたしました。)

①在宅勤務手当

企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか。

<回答>

- ・ 実費相当額を精算する実費精算の場合…**非課税**
- ・ 毎月一定額の支給（従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの）の場合…**課税**

②業務使用部分の精算方法（通信費）

従業員が負担した通信費について、在宅勤務に要した部分を支給する場合、業務のために使用した部分はどのように計算すればよいですか。

<回答>

1. 通話料について

通話明細書等で業務に使用した通話料が確認できるため**非課税**とします。

2. 基本使用料、インターネット接続に係る通信料

以下の算式によって計算した金額を**非課税**とします。

【算式】

$$\begin{array}{lcl} \text{業務のために} & \text{従業員が負担した} & \text{その従業員の1か月の在宅勤務日数} \\ \text{使用した基本使} & = & \text{1か月の基本使用} \times \frac{\text{料や通信料等}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2} \end{array}$$

※ 上記算式の「1/2」については、1日の内、睡眠時間を除いた時間の全てにおいて均等に基本使用料や通信料が生じていると仮定し、次のとおり算出しています。

- ① 1日：24時間
- ② 平均睡眠時間：8時間
(「平成28年社会生活基本調査」(総務省統計局)で示されている7時間40分を切上げ)
- ③ 法定労働時間：8時間
- ④ 1日の内、睡眠時間を除いた時間に占める労働時間の割合
：③÷(①-②) = 8時間 / (24時間 - 8時間) = 1/2

【例】

従業員が9月に在宅勤務を20日間行い、1か月に基本使用料や通信料1万円を負担した場合の業務のために使用した部分の計算方法。

$$10,000 \text{ 円} \times \frac{20 \text{ 日 (在宅勤務日数)}}{30 \text{ 日 (9月の日数)}} \times \frac{1}{2} = 3,334 \text{ 円 (1円未満切上げ)}$$

(注) 上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本使用料や通信料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

(国税庁より参照)

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

③業務使用部分の精算方法（電気料金）

従業員が負担した電気料金について、在宅勤務に要した部分を支給する場合、業務のために使用した部分はどのように計算すればよいですか。

<回答>

在宅勤務した日数や業務のために使用した部分を以下の計算式に当てはめて計算した金額が非課税となります。

【算式】

$$\begin{array}{ccccccc} \text{業務のために} & & \text{従業員が負担} & & \text{業務のために} & & \text{その従業員の} \\ \text{に使用した} & = & \text{した1か月の} & \times & \text{使用した部屋の} & \times & \text{1か月の} \\ \text{基本料金や} & & \text{基本料金や} & & \text{床面積} & & \text{在宅勤務日数} \\ \text{電気使用料} & & \text{電気使用料} & & \frac{\text{自宅の床面積}}{\text{床面積}} & & \frac{\text{該当月の日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2} \end{array}$$

※ 上記算式の「1/2」については、前ページ②-2の算式と同様です。

（注）上記の算式によらずに、より精緻な方法で業務のために使用した基本料金や電気使用料の金額を算出し、その金額を企業が従業員に支給している場合についても、従業員に対する給与として課税しなくて差し支えありません。

（国税庁より参照）

また、令和3年4月30日に国税庁より「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」が更新されたと発表があり、“在宅勤務者に対する食券の支給”について追加されました。給与計算等の参考にしていいただければと思います。詳しくは、国税庁HPにあります、「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」をご参照ください。

【参照】国税庁HP「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

行楽
日記

東山動物園

文責：倉橋

東山動物園にレッサーパンダが来たというニュースを見て、先日久しぶりに娘と動物園に行ってきました。春休み中の週末ということもあり、予約制で人数制限はされていたものの賑わっていました。

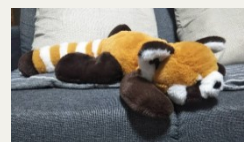
我が家のお目当てはレッサーパンダとコアラの赤ちゃんです。

まずはレッサーパンダの園舎へ。外と中で見学できるようになっていて、確実に見学できるのは園舎の中とのこと。園舎の中は20分並んで見学時間は1分ほどでした。限られた時間でしたが、歩き回っている姿、えさを食べている姿に寝ている姿など、色々な姿を見ることができました。どの姿もかわいくて癒されました。



順に園内を回りコアラ舎へ。ちょうどお昼寝の時間だったようで皆お昼寝中…。赤ちゃんは残念ながら見られませんでした。

帰りにお土産でレッサーパンダのぬいぐるみを購入してきました。とっても気持ちのいい手触りで、我が家の人気者になりました。



久しぶりの動物園は新しい園舎やフードコートもできていて新鮮でした。まだリニューアル工事中のところもあったので、完成したらまた行こうと思います。

三上税理士法人

■本店

〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039

■春日井インター店

〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771

◆共通メールアドレス mikami@taxer.info